



2022年1月31日

各 位

上場会社名 株式会社エクセディ  
代 表 者 代表取締役社長 久川 秀 仁  
コード番号 7278 東証1部  
問合わせ先 取締役専務執行役員  
管理本部長 豊原 浩  
TEL (072) 822-1152

### 株式付与ESOP信託継続のための 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022年1月31日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年3月3日
(2) 処分株式数	87,900株
(3) 処分価額	1株につき1,684円
(4) 資金調達額	148,023,600円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・75467口)
(7) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、従業員の労働意欲・経営参画意識の向上を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより、中長期的な企業価値を高めることを目的として、ESOP信託を導入しております。(その概要につきましては、2021年10月27日に開示しております「株式付与ESOP信託」の継続に関するお知らせ)をご参照ください。

本自己株式処分は、ESOP信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結している信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 48,593,736 株に対し 0.18%（小数点第 3 位を四捨五入、2021 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 469,046 個に対する割合 0.19%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 【本信託契約の内容】

- |         |   |
|---------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                           |
| ② 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与                       |
| ③ 委託者   | 当社  |
| ④ 受託者   | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）         |
| ⑤ 受益者   | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者                                 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者                             |
| ⑦ 信託契約日 | 2011 年 5 月 16 日（2021 年 12 月 10 日付で信託期間の延長に関する合意書締結） |
| ⑧ 信託の期間 | 2011 年 5 月 16 日～2031 年 12 月 31 日                    |
| ⑨ 制度開始日 | 2011 年 10 月 1 日                                     |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。       |

#### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2022 年 1 月 28 日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である 1,684 円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した当社の監査役全員（4 名、うち 3 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上